厚生委員会情報連絡

情報連	[絡事項	Į
2 3 4 5	足立区における福祉有償運送の提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7 8
•	(以害・オウム対策調査特別委員会報告事項》(料は、災害・オウム対策調査特別委員会(危機管理部)の報告資料にあり令和5年度水害時個別避難計画に基づく移送訓練の実施結果について	

件名	足立区における福祉有償運送の提供について
所管部課名	福祉部 障がい福祉課
	現在区内において1団体が、福祉有償運送のサービスを提供している。 この度、12月の福祉有償運送運営協議会にて、新たに1団体の協議が整 い承認されたため、以下のとおり報告する。
内容	1 福祉有償運送運営協議会 (1) 福祉有償運送 ア 制度概要 営利を目的としない特定非営利活動法人や社会福祉法人などが、 関東運輸局の登録を受けて、名簿登載されている方を対象に有償 (タクシー運賃の概ね1/2の範囲内)で運送を行う事業のこと。 イ 名簿登録対象者 身体障がい者や精神障がい者等、単独で移動すること、また公 共交通機関を利用することが困難な者。 ウ 足立区登録済団体 1団体(一般社団法人コンパス娘息子代行サービス) (2) 協議会概要 足立区、墨田区、江東区、葛飾区、江戸川区が共同で設置し(【別紙】 「委員名簿」参照)、下記の内容について協議を実施。 ① 各区の福祉有償運送に係る情報共有(住民の状況、交通機関等) ② 運送団体の新規承認および登録内容変更に係る協議
	(3) 開催日時・場所 ア 令和5年12月1日(金)午後2時から午後5時まで イ 足立区生涯学習センター(学びピア21)4階 講堂
	2 新規承認団体 (1)団体名・所在地 ア 一般社団法人のんの イ 足立区梅田二丁目12-1どきどきビル3階 (2)利用者 団体の登録した会員 ① 団体が別途に行う障がい福祉等サービス事業の利用者のうち、福祉有償運送の利用希望する方を会員として登録予定。 ② 令和5年12月時点の利用希望者は15名

(3) 提供開始時期

関東運輸局東京運輸支局への登録が済みしだい、サービス提供を 開始予定。

3 今後の方針

当該団体による福祉有償運送の提供について、区のホームページに掲載し、周知する。

令和5年度

東京都特別区第5ブロック福祉有償運送運営協議会 委員名簿

構成員	氏名				所属等		
学識経験者	Щ	田		稔	茨城大学 工学部 都市システム工学科 名誉教授		
タクシー事業者代表	伊原	篆		章	三陽自動車交通株式会社 ハイヤー部 部長		
タクシー事業者団体代表	小	也		毅	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会 業務部長		
タクシー運転者組合代表	幸	田	和	雄	三陽自動車労働組合 執行委員長		
	前着	纳	富士	:夫	足立区在住		
福祉有償運送の利用者代表	下!	Ц	利	博	葛飾区在住		
	宇田川		温	子	江戸川区在住		
福祉有償運送団体代表が 指名する者	湯	井	達	也	一般社団法人 コンパス娘息子代行サービス 代表理事		
東京運輸支局長が 指名する職員	門;	井	迪	代	関東運輸局 東京運輸支局 輸送担当 運輸企画専門官		
	若	菜		進	墨田区 福祉保健部 厚生課長		
	Щ	竒		岳	江東区 福祉部 福祉課長		
東京都特別区第5ブロック 各区長が指名する職員	日i	岩	理	仁	足立区 福祉部 障がい福祉課長		
	羽」	急	秀	明	葛飾区 福祉部 福祉管理課長		
	上;	— 坂	かお	3 Ŋ	江戸川区 福祉部 障害者福祉課長		

	令和5年12月11日				
足立区重度身体障がい者(児)等住宅 (階段昇降機等)】における対象障がい等					
福祉部 障がい福祉課					
在宅の重度身体障がい者(児)に対し、 する標記事業について、垂直移動設備の普及 況を鑑み、以下のとおり本事業の要綱を改	及、要件緩和を求める声や他区の状				
1 改正概要 (1) 改正する要綱 足立区重度身体障がい者(児)等住宅設備改善費給付事業実施要綱 (2) 改正内容 屋内移動設備(階段昇降機等)の給付対象者について、身体障害者指定 医の意見や、都の障害程度等級表を勘案し、「下肢又は体幹に係る障がい程					
改正前	改正後				
学齢児以上の身体障がい者で、 歩行ができない 状態、かつ、下記 のいずれかの者 ① 上肢・下肢又は体幹に係る 障がいの程度が 1 級の者 ② 補装具として車いすの交付 を受けた内部障がい者	学齢児以上の身体障がい者で、 歩行が困難な 状態、かつ、下記 のいずれかの者 ① 上肢に係る障がいの程度が 1級の者 ② 下肢又は体幹に係る障がいの 程度が3級以上の者 ③ 補装具として車いすの交付 を受けた内部障がい者				
(3) 要件緩和による効果 立位及び歩行不可能な障がい者等(者等(2・3級)も給付可能となり、 (4)要綱改正日 令和5年12月1日 2 他区の状況 給付要件を1級のみとしている区は1 2・3級以上を要件としている。	日常生活の利便性向上に繋がる。				
	(階段昇降機等)】における対象障がい等福祉部 障がい福祉課在宅の重度身体障がい者(児)に対し、する標記事業について、垂直移動設備の普別を鑑み、以下のとおり本事業の要綱を改 1 改正概要 (1)改正する要綱 足立区重度身体障がい者(児)等住(2)改正内容 屋内移動設備(階段昇降機等)の給医の意見や、都の障害程度等級表を勘察度」を「1級」から「3級以上」に拡改正前学齢児以上の身体障がい者で、歩行ができない状態、かつ、下記のいずれかの者 ① 上肢・下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級の者② 補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者 (3)要件緩和による効果立位及び歩行不可能な障がい者等(2・3級)も給付可能となり、(4)要綱改正日令和5年12月1日 2 他区の状況給付要件を1級のみとしている区は1				

障害等級	区	詳細			
1級	1 1 🗸	葛飾・江戸川・台東・目黒・世田谷			
1 形义	11区	・中野・豊島・北・板橋・練馬・足立			
2級以上	8区	千代田・中央・新宿・文京・品川・大田			
乙极以上		・杉並・荒川			
3級以上	4区	港・墨田・江東・渋谷			

3 要件拡大後の申請予測件数等

- (1) 申請件数(予測)
 - 3件程度(単年度)

[計算式] 1級 2級 3級 平均給付率 申請件数 (予測) $(2,068 \, \text{人} + 998 \, \text{人} + 658 \, \text{人}) \times \underline{0.08\%}_{\text{*}} \stackrel{.}{\Rightarrow} 2.98 \, \text{件} (約 3 \, \text{件})$

- ※ 過去5年度の身体障害者手帳1級所持者の申請等を基に算出
- (2) 給付額(予測)
 - 3,996,000 円 (申請件数を3件と仮定) [計算式] 設備費 機器本体・付属機器 (353,000 円+979,000 円) ×3 件=3,996,000 円

4 周知方法

区ホームページへの掲載及び居宅介護支援事業者への周知

厚生委員会情報連絡

	令和5年12月11日
件名	「令和4年度足立区福祉110番(年次報告書)」の発行について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢福祉課、足立区社会福祉協議会
	足立区福祉サービス苦情等解決委員会において、令和4年度中に審議した 苦情・相談結果をまとめた報告書を、別添「令和4年度足立区福祉110番 (年次報告書)」のとおり発行する。
	1 概要 令和 2 年度から令和 4 年度の苦情・相談件数

令和2年度 サービス分野 令和3年度 令和4年度 5 高 齢 7 6 障がい 4 1 7 5 保育 0 0 0 学 童 0 0 0 合 計 1 0 1 1 2 3

※ 区内福祉サービス事業者が、これらの苦情事例を通じて問題点を理 解しサービス向上に取り組めるよう、本件報告書では、今後も起こり 易いと判断した事例6件を取り上げた。

内 容

2 掲載事例

- (1) 高齢者福祉サービス
 - ① 訪問介護支援事業所のサービス内容に関する苦情
 - ② 居宅介護支援事業所の説明不足に関する苦情
- (2) 障がい者福祉サービス
 - ① 共同生活援助 (グループホーム) の相談対応に関する苦情
 - ② 居宅介護 (ヘルパー) の契約解除に関する苦情
 - ③ 就労支援 B 型事業所の作業内容に関する苦情
 - ④ 就労支援 B 型事業所の接遇に関する苦情

3 スケジュール・周知方法等

令和5年12月 区ホームページに報告書全文を掲載する。

区内介護事業所、障がいサービス事業所等関係機関に 各所管課を通じて電子メールにて送付する。

令和6年 1月 あだち広報(1月1日号)で報告書発行を周知する。

件名	令和5年度「介護の日」イベントの実施結果について				
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課				
	令和5年度「介護の日」イベントについて、足立区介護サービス事業 者連絡協議会との共催により、以下のとおり実施したので報告する。				
	 1 介護従事者永年勤続褒賞及び元気応援ポイント事業活動褒賞表彰式 ※ 令和2~4年度は式典開催なし。 (1)開催日時・場所 令和5年11月10日(金)午後2時~午後4時 西新井文化ホール 				
	(2)介護従事者永年勤続褒賞 (カッコ内は昨年度実績) ア 受賞者 592名 (751名) 5年以上 307名 (379名) 10年以上 188名 (211名) 15年以上 97名 (161名) イ 当日出席者 25名				
内容	(3) 元気応援ポイント事業活動褒賞(カッコ内は昨年度実績)ア 受賞者 21名(57名)5年以上13名 (39名)10年以上8名 (18名)				
	イ 当日出席者 12名※ ボランティア登録者数 2,707名(2,673名)受入施設 379施設(384施設)[両年度とも10月31日現在]				
	2 介護の日フェスティバル (1) 開催日時・場所 令和5年11月10日(金)午後1時~午後4時 区役所中央館1階アトリウム (2)来場者 111名 ※ 来場者には、足立区介護サービス事業者連絡協議会が、ムース				
	状の介護レトルト食品と、総合栄養飲料を配布				

- (3)参加事業所・従事者50事業所、60名参加
- (4) 内容
 - ア VR認知症体験

VRゴーグルを装着し、認知症の症状を体験。

1回あたり20分×10人× 6回実施。



イ デイサービス作品展示 デイサービス利用者が作成した、 切り絵、ぬいぐるみ、折り紙など を展示。



ウ 福祉用具展示

電動ベッド、電動車イス、シルバーカー、歩行器の展示、体験。



エ 健康チェック・介護の相談会など ケアマネジャーが、血圧測定や 介護の相談を実施。



3 今後の方針

式典出席者が少なかったため、次回は多くの受賞者に出席頂けるよう、足立区介護サービス事業者連絡協議会と協議し、開催方法を検討する。

また、次回以降は、区役所内で、褒賞式典と介護の日フェスティバルを開催する。

件名	令和5年12月11日 令和5年度年末年始期間における福祉部の臨時相談窓口の開設について						
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活保護指導課・くらしとしごとの相談センター						
年末年始期間の相談体制については、物価高騰等の影響に伴う生活相談 引き続き対応するため、以下の通り福祉部の臨時相談窓口を開設する。							
	1 年末年始期間の生活相談体制 (1) 臨時相談窓口の開設 ア 日時 令和5年12月30日(土)午前9時~午後4時 イ 場所 足立区役所別館1階 くらしとしごとの相談センター ウ 令和4年度実績(12月30日の1日開設) ※ 相談実績12件(来所相談6件、電話相談6件) (2)事前周知 あだち広報(12/10号・12/25号)をはじめ、区ホームページやSNSなどを通じて情報発信する。						
内容	12/28 12/29 12/30 12/31 1/1 1/2 1/3 1/4 (木) (金) (土) (日) (祝) (火) (水) (木) 開广 時 時 時 時 庁 日 日 開广 日 日 日 日 日 日 日						
	●閉庁時体制 本庁舎(宿直)にて対応】 ② 生活全般に関する相談 【くらしとしごとの相談センター担当者へ連絡】 ③ 生活保護に関する相談 【福祉課担当者へ連絡】 (3) 臨時相談窓口は、12月30日(土)の1日のみを現時点で予定しているが、東京都や他区の臨時窓口開設の動向により開設日の変更が生じる可能性がある。						

厚生委員会情報連絡

令和5年12月11日

件 名	足立区社会福祉協議会 車いす貸出事業の拡充について						
所管部課名	福祉部 福祉管理課 【足立区社会福祉協議会】						
	一時的に車いすを必要としている個人や団体等に対し、現在10カ所で貸出窓口を開設している。さらに利用しやすくするため福祉用具協会と車いすレンタル契約を結び、貸出し窓口を拡充する。						
	1 概要						
	現在は、足立区社会福祉協議会へ寄贈された寄付車いすを活用した 貸出窓口を10カ所で行っている。これに加えて、令和6年2月から は、区内福祉用具事業者と契約を結び、1拠点2台の車いすをレンタ ルし、貸出窓口を5カ所追加し、計15カ所とする。						
	令和 5年12月 令和 6年2月より 現在 ・						
	 寄付車いす 155台 貸出窓口 10カ所 貸出窓口 5カ所追加 貸出窓口 計15カ所へ 						

(1) 現行の貸出窓口 (令和5年12月現在)

7 211 2 英国北口 (14 15 0 十 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1						
項目	従来窓口					
拠点	10カ所 ※3 (3) 参照					
設置台数	拠点合計155台 ※寄付による車いすで運用					
受付曜日	月曜日~金曜日(祝日、年末年始を除く)					
受付時間	8時30分~17時15分					
利用料金	無料					
貸出期間	1か月 ※12回まで延長可					

(2) 新たな拡充分 5カ所追加 (令和6年2月より)

項目	拡充分
拠点	5カ所 (福祉用具事業者)
	※現在、福祉用具協会と事業所選定について協議中
設置台数	10台(2台×5カ所)※福祉用具事業者らのレンタルで運用
受付曜日	月曜日~土曜日(日曜日以外は祝日、年末年始も実施)
受付時間	9時00分~18時00分
	<u>※受付時間の拡大について、事業者と協議中</u>
利用料金	無料
貸出期間	1か月 ※原則延長はしない

利用料 貸出期

内

容

2 スケジュール・期間等

- (1) 令和6年1月 周知開始
- (2) 令和6年2月 拡充する5カ所の貸出窓口をスタート (累計15カ所)

3 参考

- (1) 主な貸出し理由
 - ① 高齢や障がいによる歩行困難(公的制度利用までのつなぎ)
 - ② 骨折など突発的な怪我
 - ③ 入退院など療養中の移動
 - ④ 通院等こどもの疾患治療期間中
 - ⑤ 学校の総合学習など

(2)貸出し実績と寄付受領の状況 (令和5年11月現在155台)

年 度 H30年度		R 元年度	R 2 年度	R3年度	R 4 年度
延べ 貸出台数	1, 422	1, 415	1, 039	1, 392	1, 314
寄付台数	2 5	1 9	1 4	1 7	1 6
廃棄台数	2 1	2 1	1 6	2 5	2 2

(3)令和5年12月現在の貸出窓口

足立区社会福祉協議会事務局	中央本町1-17-1 (足立区役所南館11階)
地域包括支援センター関原	関原2-10-10
総合ボランティアセンター	日ノ出町27-3-102
足立福祉事務所中部第一福祉課	中央本町4-5-2 (3階)
中部第二福祉課	中央本町4-5-2 (2階)
千住福祉課	千住仲町19-3
東部福祉課	東綾瀬1-26-2
西部福祉課	鹿浜8-27-15
北部福祉課	竹の塚2-25-17
江南区民事務所	小台2-4-18

(4) 令和6年2月からのレンタル車いす費用(1カ所当たり)

項目	拡充分
車両の確保	福祉事業者とのレンタル契約月額3,000円(2台分)
設置協力金	あり 月額2,000円
メンテナンス	レンタル契約の範囲内で修理、交換

4 今後の方針

- (1) 既存の寄付による車いす貸出窓口については、今後も継続する。
- (2) 拡充する5カ所について、受付時間の拡大に向けて事業者と協議していく。
- (3) 令和6年度は、レンタル車いすによる貸出窓口をさらに5カ所拡充し、計20カ所とする予定。